投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第四号

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

日本国及びサウジアラビア王国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「法令」とは、次のものをいう。

(a) 日本国に関しては、日本国の法律及び命令

(b) サウジアラビア王国に関しては、サウジアラビア王国の法律、規則及び勅令

(2) 「投資財産」とは、投資家により所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利及び締約国の政府が発行した債務証書を含む。）

(d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(3) 「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国において投資を行っているものをいう。他方の締約国にある第三国の企業の支店は、当該他方の締約国の投資家とはみなさない。

(a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

(4) (a) 企業が投資家により「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家により「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(5) 「締約国の企業」とは、営利目的であるかないかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(6) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(7) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(8) 「締約国」とは、文脈により、日本国又はサウジアラビア王国をいう。

投資財産には、収益を含む。「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資又は再投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

この協定は、国際法が締約国に対して主権的権利及び管轄権の行使を許容する範囲において、排他的経済水域及び大陸棚についても適用する。

第二条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進するものとし、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、当該投資を許可する。

2　一方の締約国は、投資を自国の関係法令に従って許可した場合には、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条

1　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国は、第三国との間の関税同盟、経済同盟、共同市場又は自由貿易地域の構成国であることに伴う特恵的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けられない。

第四条

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条

一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。